（備考）

1　この申告書は、次に掲げる場合に提出するものとする。

⑴　財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が育児休業等（施行令第２条の21の２第１項に規定する育児休業等をいう。以下この表において同じ。）をすることとなつた場合において、当該申告書に係る財産形成住宅貯蓄（法第４条の２第１項に規定する財産形成住宅貯蓄をいう。以下この表において同じ。）につき、引き続き同項の規定を受けようとするとき。

⑵　育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を提出した個人が、当該申告書に記載した育児休業等の期間を変更するとき。

⑶　財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した個人が、施行令第２条の32第５項に規定する積立期間の末日前に育児休業等をすることとなつた場合において、当該申告書に係る財産形成年金貯蓄（法第４条の３第１項に規定する財産形成年金貯蓄をいう。以下この表において同じ。）につき、引き続き法第４条の３第１項の規定の適用を受けようとするとき。

⑷　育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書を提出した個人が、当該申告書に記載した育児休業等の期間を変更するとき。

2　この申告書は、１⑴又は１⑵に掲げる場合に該当する場合にあつては勤務先（施行令第２条の21の２第１項に規定する勤務先をいう。以下この表において同じ。）（当該勤務先が法第４条の２第１項に規定する事務代行団体（以下この表において「事務代行団体」という。）に同項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この表において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）に係る事務の委託をしている同項に規定する特定賃金支払者（以下この表において「特定賃金支払者」という。）に係るものである場合には、当該勤務先及び当該委託に係る施行令第２条の６第１項第１号に規定する事務代行先）及び財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して、１⑶又は１⑷に掲げる場合に該当する場合にあつては勤務先（当該勤務先が事務代行団体に法第４条の３第１項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（以下この表において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。）に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該勤務先及び当該委託に係る施行令第２条の31において準用する施行令第２条の６第１項第１号に規定する事務代行先）及び財産形成年金貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出すること。

3　この申告書を、１⑴に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

⑴　この申告書の表の「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」、「育児休業等期間変更申告書」、「財産形成年金貯蓄につき引き続き租税特別措置法第４条の３第１項の規定の適用を受けたいので、」及び「育児休業等の期間を変更したいので、」の字句を、それぞれ抹消すること。

⑵　「氏名」及び「住所」の欄には、この申告書を作成する日の現況による氏名及び住所を記載すること。

⑶　「育児休業等」の欄の「期間」の項には、育児休業等の期間を記載すること。

⑷　「子の氏名」及び「子の生年月日」の欄には、育児休業等に係る子の氏名及び生年月日又は出産予定年月日を記載すること。

⑸　「種別」の欄には、引き続き法第４条の２第１項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の種別（第３条の５第９項に規定する種別をいう。４⑸において同じ。）を記載すること。

⑹　「受入機関の営業所等」の「所在地」及び「名称」の欄には、財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の所在地及び名称を記載すること。

⑺　「休業前の勤務先」及び「休業前の賃金の支払者」の欄には、育児休業等をすることとなつた時の勤務先及び法第４条の２第１項に規定する同法第２条第２号に規定する賃金の支払者の所在地及び名称を、それぞれ記載すること。

⑻　「休業前の事務代行先」の欄には、育児休業等をすることとなつた時の勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合における当該委託に係る施行令第２条の６第１項第１号に規定する事務代行先の所在地及び名称を記載すること。

4　この申告書を、１⑵に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

⑴　この申告書の表の「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」、「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」、「財産形成住宅貯蓄につき引き続き租税特別措置法第４条の２第１項の規定の適用を受けたいので、」及び「財産形成年金貯蓄につき引き続き租税特別措置法第４条の３第１項の規定の適用を受けたいので、」の字句を、それぞれ抹消すること。

⑵　「氏名」及び「住所」の欄には、この申告書を作成する日の現況による氏名及び住所を記載すること。

⑶　「育児休業等」の欄の「期間」及び「変更後の期間」の項には、変更前の育児休業等の期間及び変更後の育児休業等の期間を、それぞれ記載すること。

⑷　「子の氏名」及び「子の生年月日」の欄には、育児休業等に係る子の氏名及び生年月日又は出産予定年月日を記載すること。

⑸　「種別」の欄には、引き続き法第４条の２第１項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の種別を記載すること。

⑹　「受入機関の営業所等」の「所在地」及び「名称」欄には、財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の所在地及び名称を記載すること。

⑺　「休業前の勤務先」及び「休業前の賃金の支払者」の欄には、育児休業等をすることとなつた時の勤務先及び法第４条の２第１項に規定する同法第２条第２号に規定する賃金の支払者の所在地及び名称を、それぞれ記載すること。

⑻　「休業前の事務代行先」の欄には、育児休業等をすることとなつた時の勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合における当該委託に係る施行令第２条の６第１項第１号に規定する事務代行先の所在地及び名称を記載すること。

5　この申告書を、１⑶に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

⑴　この申告書の表の「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」、「育児休業等期間変更申告書」、「財産形成住宅貯蓄につき引き続き租税特別措置法第４条の２第１項の規定の適用を受けたいので、」及び「育児休業等の期間を変更したいので、」の字句を、それぞれ抹消すること。

⑵　３⑵から３⑻までの記載の要領は、この申告書を１⑶に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、３⑸中「法第４条の２第１項」とあるのは「法第４条の３第１項」と、「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、「第３条の５第９項」とあるのは「第３条の12において準用する第３条の５第９項」と、３⑹中「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、３⑺中「法第４条の２第１項」とあるのは「法第４条の３第１項」と、「同法第２条第２号」とあるのは「前条第１項」と、３⑻中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第２条の31において準用する施行令」とする。